

公 示 日：2026 年 9 月 16 日（水）

調達管理番号：26a00653

国 名：東ティモール

担 当 部 署：地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名：東ティモール国水道事業経営改善（上水道計画）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務 ：東ティモール国水道事業経営改善（上水道計画）
- （2） 格 付 ：3 号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 契約履行期間（予定）：2026 年 11 月上旬から 2027 年 8 月下旬
- （5） 業務人月：2.57 人月
- （6） 業務日数：

- ・ 全体： 国内業務（準備業務／整理業務）8 日、現地業務 65 日
（うち第 1 次 準備業務 3 日、現地業務 20 日、整理業務 1 日）

本業務においては計 3 回の渡航により業務を実施することを想定しています。

現地業務期間等の具体的な条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

東ティモール民主共和国（以下、「当国」という。）は、「戦略開発計画（2011－2030）」（以下、「SDP」という。）において、2030 年までに全国民が安全な水にアクセスできるよう、首都ディリ及び 12 県の都市部で 24 時間給水を達成するという目標を掲げている。2023 年 7 月に発足した第 9 次政権が掲げる 6 つの重点課題においても飲料水の確保や給水の重要性が言及されている。世界保健機構（WHO）と国連事業基金（UNICEF）による Joint Monitoring Program(2022 年)によれば、都市部の水利用状況は、基本的な処理された水へのアクセス率が

98.4%であるものの、その大半が時間給水であり、24 時間給水の達成には多くの課題が残されている。また、アジア開発銀行（ADB）が実施したディリ水道マスタープラン調査（2017 年）によると、ディリの給水時間は 1 日最大 6 時間程度にとどまり、地区によって水圧や給水時間のばらつきも大きい。更に、配水管の老朽化による漏水や違法接続が多く発生しており、2016 年の無収水率は、90% 近いと推定されている。首都ディリでは、年間約 2.7%の人口増加（2022 年国税調査）に加え、気候変動の影響による渇水ストレスが一層高まっており、近年頻繁に発生している洪水や土砂崩れにも強靱な上下水道等のインフラ整備やサービス水準向上が急務になっている。

これらの状況を踏まえ、JICA は東ティモール水道公社（Bee Timor-Leste:以下「BTL」という。）より要請を受け、「水道公社事業運営改善プロジェクト（2021 年～2025 年）」を実施し、1)職種別の人材育成計画の策定、2) 顧客管理能力の改善、3) 水道事業モニタリング能力の強化、4) 配水管理能力の向上、5) 効率的な浄水施設運転維持管理能力の向上に係る技術協力を行った。これらの支援によってディリ市内の水道サービスは改善されつつある一方で、漏水対策等の対応が可能な人材の不足、都市への人口流入による水需要の増加、違法接続に対する管理能力の不足、事業体の財務基盤の脆弱性の問題が依然として残っている。

このため、JICA は BTL の顧客管理能力強化や水道事業サービスの向上を促進させることを目的に、長期専門家「水道事業経営改善」を 2025 年 8 月より派遣している。今般、過去の協力で実施した配水分離と水道サービス改善の取り組みを他の地区に展開することを目的として、本専門家を派遣することとなった。

なお、「案件概要表」は別紙 1 のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、他の派遣中の専門家と協働し、配水分離の計画策定支援及び水圧・配水量管理の向上支援を実施することにより、BTL の水道事業サービスの向上を目指す。

4. 業務の内容

本業務従事者は、BTL をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、維持管理

等を担当している維持管理局（DOM）所属の職員とともに、配水分野の計画・実施の支援、および優先地区※における水圧・配水量管理の向上支援を行う。

※優先地区：BTL がディリで設定している 11 ゾーンの中から 1 ゾーンを優先地区として選定し、そのゾーンにおいて配水ブロックを設定する。現時点で Berbidu 地区（顧客数約 130 世帯）への適切な配水を維持しつつ、ゾーン 7 全体を対象とする予定。

全体の中で本専門家が担当する具体的な業務内容は以下のとおり。

【成果 1】BTL の顧客管理能力が向上する

- ・ 1-2 違法接続対策の実施に伴う配水分離の計画を支援する

【成果 2】BTL の水道事業サービスが向上する

- ・ 2-1 BTL が定める優先地区における水圧・配水量管理の向上を支援する

第 1 次現地調査にかかる具体的な内容は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026 年 11 月中旬～2026 年 11 月下旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他開発パートナーの報告書に加え、2026 年 10 月に派遣される予定の千葉県企業局職員による関連業務報告書を参照し、対象地域のディリ市内の上水道事業の現状と課題を把握する。
- ② JICA 地球環境部及び東ティモール事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（英文）を作成し JICA 地球環境部による確認ののち提出する。併せて、東ティモール事務所にもデータを送付する。

（2）第 1 次現地業務（2026 年 12 月上旬～2026 年 12 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA 東ティモール事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 千葉県企業局が策定した管網モデル及び給水状況改善のための提言内容を受け、配水分離のために必要な情報を BTL から情報収集、ヒアリングを行い、実施に向けての精査を行う。
- ③ 配水分離計画の策定、具体的な管路設計等を BTL 担当職員とともに行う¹。

¹ 配水分離計画策定及び管路設計を行う上での策定方針及び留意点について具体的に提案してください。また BTL 担当職員への具体的でかつ持続可能な知見共有の方法も提案してください。

(3) 第1次整理業務 (2026 年 12 月下旬)

第1次現地業務の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

(4) 第2次現地業務 (2027 年 1 月上旬～下旬)

- ① 配水分離計画の実施に向けた必要な準備を BTL 職員と実施する²。
- ② 本専門家派遣中に配水分離の実施が可能となった場合には、実施中の助言等を行う。

(5) 第2次整理業務 (2026 年 2 月中旬)

第2次現地業務の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

(6) 第3次現地業務 (2027 年 5 月上旬～6 月下旬のうち約 1 か月)

- ③ 配水分離計画の実施に向けた必要な準備を BTL 職員と実施する。
- ④ 本専門家派遣中に配水分離の実施が可能となった場合には、実施中の助言等を行う。

(7) 第3次整理業務 (2027 年 7 月中旬)

第3次現地業務の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 地球環境部に提出する。

(8) 整理業務

全ての現地業務終了後に、業務完了報告書(和文)を提出し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
-----	----------	-------------

² 配水分離計画を実施するための具体的な実施方針及び留意事項を提案して下さい。またBTL内での持続的な知見共有方法について具体的に提案して下さい。

1	C/P 内の知見共有を持続可能なものにするための具体的手法	(2) ③、(4) ①
2	配水分離計画の検討にあたっての留意点と策定方針	(2) ③、(4) ①

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	上水道計画分野（特に配水管理）に係る業務経験
対象国及び類似地域	東ティモール及び大洋州地域
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワークプラン	業務開始より1か月以内	JICA 地球環境部	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		JICA 東ティモール事務所	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
第2次現地業務結果報告書	2027年2月15日（月）	JICA 地球環境部	－	日本語	電子データ
		JICA 東ティモール事務所	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 地球環境部	1部	英語 日本語	簡易製本
		JICA 東ティモール事務所	－	英語 日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア 水道事業経営改善（長期専門家）

※ アは個別専門家として別途派遣中（2025 年 8～2027 年 8 月）。

（2）参考資料

① 本業務に関する以下の書類をJICA地球環境部水資源グループから配布しますので、gegwt@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ディリ市内におけるゾーン別水道施設情報マップ
- ・Berbidu地区の情報

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・東ティモール国水道公社事業運営改善プロジェクト事業完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/search/detail;jsessionid=F32BAB75E74491F07241AD0ED80297B5?method=detail&bibId=1000058203&bsCls=0>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年 10月 7日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年 10月 19日まで

8. 応募条件等

- （1）参加資格のない者等：特になし
- （2）必要予防接種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （2）見積書提出部数：1 部

(3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単

価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舍手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：あり（派遣中の長期専門家の車両もしくは C/P 機関提供車両を利用）

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：BTL 内における執務スペース提供

12. 特記事項

(1) 部分払の設定

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払を設定します。³具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026 年度（2027 年 2 月頃）

(2) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につ

³ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

いては、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国 名： 東ティモール

案件名： 水道事業経営改善

Water Supply Management Improvement

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水・衛生セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け
 東ティモール民主共和国（以下、「当国」という。）は、「戦略開発計画（2011－2030）」（以下、「SDP」という。）において、2030 年までに全国民が安全な水にアクセスできるよう、首都ディリ及び 12 県の都市部で 24 時間給水を達成するという目標を掲げている。2023 年 7 月に発足した第 9 次政権が掲げる 6 つの重点課題においても、飲料水の確保や給水の重要性が言及されている。世界保健機構（WHO）と国連児童基金（UNICEF）による Joint Monitoring Program (2022) によれば、都市の水利用状況は、基本的な処理をされた水へのアクセス率が 98.4%であるものの、その大半が時間給水であり、24 時間給水の達成には多くの課題が残される。また、アジア開発銀行（ADB）が実施したディリ水道マスタープラン調査（2017）によると、ディリの給水時間は 1 日最大 6 時間程度にとどまり、地区によって水圧や給水時間のばらつきも大きい。更に、配水管の老朽化による漏水や違法接続が多く発生しており、2016 年の無収水率は 90%近いと推定されている。首都ディリでは、年間約 2.7%の人口増加（2022 年国勢調査）に加え、気候変動の影響による渇水ストレスが一層高まっており、近年頻繁に発生している洪水や土砂崩れにも強靱な上下水道等のインフラ整備やサービス水準向上が急務となっている。

これらの状況を踏まえ、2018 年 6 月に就任した公共事業省大臣が水道分野の改善に意欲的に取り組み、2021 年 1 月には公社化及び組織改編が行われ、公共事業省水道局（National Directorate of Water Supply : DNSA）から東ティモール水道公社（Bee Timor-Leste : BTL）に水道事業が移管され、JICA は東ティモールの要請を受け「水道公社事業運営改善プロジェクト（2021 年～2025 年）」を実施し、1) 職種別の人材育成計画の策定、2) 顧客管理能力の改善、3) 水道事業モニタリング能力の強化、4) 配水管理能力の向上、5) 効率的な浄水施設運転維持管理能力の向上に係る技術協力を実施したほか、BTL の公社化に合わせて、ADB は短期専門家派遣、ディリ市西地区の水道施設整備を実施しているほか、世界銀行との協調融資でディリ市内の水源開発や施設更新の事業が検討されている。

現状、水道経営の基盤が漸次整いつつあり、水道サービスは改善されつつある一

方で、浄水場などの運転維持管理や漏水対策等の対応が可能な人材の不足、都市への人口流入による水需要の増加、違法接続に対する管理能力の不足、事業体の財務基盤の脆弱性等の問題が依然として残される。

係る状況において、BTL の顧客管理能力や水道事業サービスの向上を促進させることを目的に、東ティモールから我が国に対して水道事業経営改善にかかる専門家の派遣に係る要請が接到了た。

(2) 水・衛生セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対東ティモール民主共和国国別開発協力量針(2017 年 5 月)では「社会サービスの普及・拡充」が重点分野として定められ、対東ティモール民主共和国 JICA 国別分析ペーパー(2023 年 3 月)においても行政サービスの改善が重点分野であると分析している。また、2023 年 12 月に発表された日・東ティモール協同声明「持続可能な成長と発展のための包括的パートナーシップ」において、社会サービスの提供を含む能力構築は、東ティモールの持続可能な成長と発展にとって重要な分野として言及されている。加えて、ディリの水道事業は JICA グローバル・アジェンダにおけるクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」で定義される「基本的サービス向上支援型」に分類され「水道事業体成長支援型」に合致している。

(3) 他の援助機関の対応

米ミレニアム挑戦公社(MCC)は、「Water, Sanitation and Drainage」を設立し、同ファンドを通じ、ディリにおける下水道の整備に係る支援を実施しており、上下水道を一体で整備することとなり、本事業との連携が期待できる。

3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト／対象地域名 首都ディリ

(2) 事業実施期間

2025 年 8 月～2027 年 7 月を予定(計 24 カ月)

(3) 事業実施体制

長期専門家 1 名と複数の短期専門家派遣

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果 1 BTL の顧客管理能力が向上する。

成果 2 BTL の水道事業サービスが向上する。

成果 3 関係ステイクホルダーとの連携強化および JICA 新規案件の形成が促進される。

(2) 主な内容

1) 顧客管理能力の向上

- 1-1 違法接続を含む顧客管理の状況が確認・分析する。
- 1-2 違法接続対策の実施に伴う配水分離の計画を支援する。
- 1-3 水道料金支払いに係る顧客への啓発を支援する。
- 1-4 新規顧客の獲得、メータ設置の推進と顧客台帳の管理・更新を支援する。
- 1-5 検針・料金請求・徴収サイクルの改善及び適切な実践を支援する。
- 1-6 1-5 のサイクルを踏まえた料金徴収率の分析及び改善策の経営層への定期的な報告を行う。
- 1-7 1-6 を踏まえ、中・長期的な料金収入改善を提言する。

2) 水道サービスの向上

- 2-1 BTL が定める優先地区における水圧・配水量管理の向上を支援する。
- 2-2 水道システム全体での水質管理の改善を支援する。
- 2-3 浄水場を中心とした水道施設の修繕、維持管理を支援する。

3) 関係者との連携および JICA 新規形成が促進される。

- 3-1 他開発パートナーの協力状況・方針について情報収集し、開発パートナー会合等において、JICA の取り組み等を発表・意見交換を行う。
- 3-2 JICA の協力プログラムに対して、東ティモールの政策やニーズに基づき助言し、JICA 事業の新規形成を支援する。

以上